

別表 1

浜中町賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結された農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借契約を行った賃借料の水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

畑（牧草畑）

法律名	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
農地法	町内全域	2,000 円	3,400 円	1,000 円	85 筆
農業経営基盤強化促進法	町内全域	1,400 円	2,400 円	400 円	172 筆

- 1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位とする。
- 3 平均額は、全データ（10a当たり賃借料）の総額（四捨五入前）をデータ数により算出した値である。

また、下記の別表2「浜中町標準賃借料」については、浜中町農業委員会が独自で収量などを基に農地を区分し、賃借料を定めているもので、農業情勢等の変動があった場合に改定を行っております。農地の賃貸借契約をする場合の目安としてください。

別表 2

浜中町標準賃借料

畑（牧草畑）

（単位：10a当たり）

農地の区分	平均額	データ数（牧草生産量）
上畑	2,600円	牧草10a当たり生産量4.0t
中畑	2,000円	牧草10a当たり生産量3.7t
下畑	1,200円	牧草10a当たり生産量3.0t